

議案第 8 号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、単身赴任手当を整備することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当」を「単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第15条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（町長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が町長が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて町長が規則で定める額を加算した額）とする。

3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他町長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に

在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し、必要な事項は、町長が規則で定める。

第27条中「時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当」を「単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>单身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、</u>期末手当、勤勉手当、<u>特殊勤務手当及び退職手当をいう。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>(单身赴任手当)</u></p> <p>第15条の2 <u>单身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>单身赴任手当の月額は、30,000円(町長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が町長が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて町長が規則で定める額を加算した額)とする。</u></p> <p>3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他町長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、</u>期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当をいう。</u></p> <p>2～4 略</p>

新	旧
<p><u>長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、<u>単身赴任手当を支給する。</u></u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し、必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第27条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p>	<p>（委任）</p> <p>第27条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p>

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

単身赴任手当については、国において制度があるものの、大口町の条例、規則には整備されていませんでした。今後支給要件に当てはまる職員を想定し、単身赴任手当の支給を可能とするため給与改定を実施するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 単身赴任手当の概要

異動等に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活する職員に支給される手当

#### (2) 支給要件

自宅から異動後の職場までの通勤距離が60km以上であること。

※出張、研修、採用は対象にならない。

#### (3) 支給額

基礎額（30,000円）＋加算額（限度額70,000円）

加算額は職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の職員について、交通距離に応じて定める。

交通距離の区分	加算額
100km未満	0円
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円

2,000 km以上2,500 km未満	64,000円
2,500 km以上	70,000円

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。